

ふるさと納税（守谷市ふるさとづくり寄附金）について

1 経緯

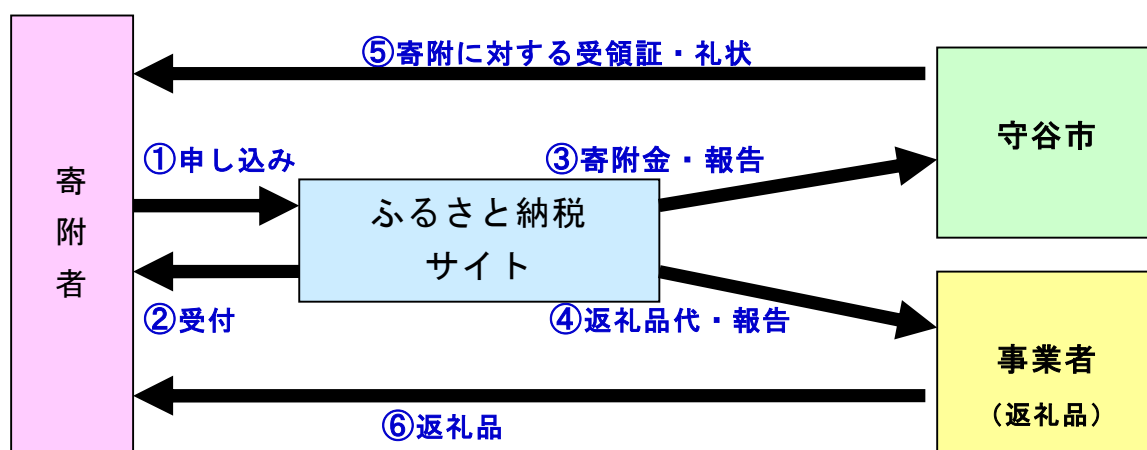
税制改正により，平成27年度から「ふるさと納税」の控除額の上限が約2倍になり，さらに給与所得者の場合は，控除を受けるための確定申告が不要となるワンストップ特例制度も開始されました。国においてもふるさと納税制度を推進しており，以前にも増してふるさと納税がしやすい状況となりました。

このような中，本来のふるさと納税の趣旨と返礼品重視の全国的な傾向を踏まえながら，シティプロモーションの好機と捉え，守谷市ふるさとづくり寄附金の返礼品の拡充を図り，守谷市の多くの魅力ある返礼品を発信していくとともに，地域経済の活性化につなげるとした。

2 事務作業の流れ

平成28年6月からインターネットのふるさと納税サイトを運営している「ふるさとチョイス：(株)トラストバンク」，「ふるぽ：(株)TB」と連携し，クレジット決済等による寄附のし易い環境及びふるさと納税事務の効率化・迅速化を図った。

【 事務作業のイメージ 】



3 寄附金の使い方

寄附金は，寄附者が指定した次の4つの事業区分に使用しますが，一度，各基金に積み立てし，次年度使用するとしています。

指定された事業に使用するため寄附金は，返礼品代やふるさと納税事業の事務経費に充てることはできません。

- (1) 自然環境の保全及び緑化の推進に関する事業（緑化基金）
- (2) 福祉施策の充実に関する事業（地域福祉基金）
 - ア 子育て支援の充実に関する事業
 - イ 高齢者福祉の推進に関する事業
 - ウ 障がい者福祉の推進に関する事業
 - エ 健康づくりの推進に関する事業
 - オ 地域福祉の推進に関する事業
 - カ 社会保障の健全運営に関する事業
- (3) 教育、文化活動及びスポーツ振興に関する事業（教育文化振興基金）
 - ア 学校教育の充実に関する事業
 - イ 生涯学習の推進に関する事業
- (4) 市民公益活動の促進に関する事業（守谷市協働のまちづくり基金）

4 ふるさと納税のPR

- ・ ホームページで広く市外に広報
- ・ ふるさと納税専門誌，新聞広告掲載
- ・ 市外イベントでチラシ配布
- ・ 総合窓口課で転出者にチラシ配布
- ・ パンフレット配布

5 今後の対応・課題

ふるさと納税制度は，寄附金の子育てや教育，まちづくりなど地方創生を推進する手段として有効であるが，地方自治体間の返礼品競争など制度運用に課題があるとして，総務省から返礼品の送付等について見直すよう通知が出されている。

今後は，返礼品の見直しの検討，新たなふるさと納税サイトの活用，返礼品の開発，返礼品事業者等の組織づくりなど，更なる推進を図る必要があります。

また，ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容，成果ができる限り明確にするクラウドファンディング型のふるさと納税を検討する必要があります。